



平成30年10月4日

## 11月は「建設業取引適正化推進月間」です

～みんなで守る適正取引～

北海道開発局及び北海道では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施いたします。

当月間における活動の一環として、建設業法令遵守講習を下記のとおり開催します。

### 記

1 日時 平成30年11月2日（金）13:00～16:10

2 場所 札幌第1合同庁舎 2階講堂（札幌市北区北8条西2丁目）

3 定員 100名

#### 4 講習概要

- ①建設業に関する独占禁止法違反について【公正取引委員会】
- ②金属関連業者との取引条件改善に向けて【経済産業省】
- ③元請・下請間の適正な請負契約【公益財団法人建設業適正取引推進機構】
- ④建設キャリアアップシステムについて【国土交通省、一般財団法人建設業振興基金】

※詳細は、別紙を参照願います。

※当日は、記者席をご用意しております。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 課長補佐 齊藤 洋一（内線5895）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 渡辺 充（内線5893）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



## 11月は「建設業取引適正化推進月間」です

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、北海道開発局と北海道は、平成30年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、法令遵守に関する活動を集中的に行います。

主な活動内容としては、北海道開発局と北海道が連携して、講習会を開催するとともに、不適正な取引が行われていないかなどの観点で、許可業者に対して営業所への共同立入検査を実施します。このほか、ホームページやポスター等を通じ、取引適正化の取組に関する広報を行います。

## 「建設業法令遵守講習」を開催します

北海道開発局と北海道は、建設業取引適正化推進月間における活動の一環として、建設業法令遵守講習を開催します。

講習では、建設業取引における法令違反行為の防止や下請取引の適正化などについて、関係行政機関等担当者が講師となって説明しますので、ぜひ御参加ください。

### 開催案内

#### 建設業法令遵守講習

日時：11月2日（金）13:00～16:10

場所：札幌第1合同庁舎 2階講堂（札幌市北区北8条西2丁目）

定員：100名

#### <講習概要>

- ① 建設業に関する独占禁止法違反について【公正取引委員会】
- ② 金属関連業者との取引条件改善に向けて【経済産業省】
- ③ 元請・下請間の適正な請負契約【公益財団法人建設業適正取引推進機構】
- ④ 建設キャリアアップシステムについて  
【国土交通省、一般財団法人建設業振興基金】

### <申込方法>

#### ○ FAX

北海道開発局ホームページに掲載する「「建設工事における労働災害防止に関する説明会」及び「建設業法令遵守講習」参加申込書」に必要事項を記載の上、10月24日（水）までにお申込みください。

（URL：<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000fvex.html>）

FAX番号：011-738-0235

#### ○ 電子メール

メールの件名に参加する講習会等名（法令遵守講習又は労災防止説明会【両方の場合は両方】）を記入し、メール本文に「企業等名」、「所在地」、「電話番号」、「参加者名（役職・氏名）」及び「メールアドレス」を記載の上、10月24日（水）までにお申込みください。

メールアドレス：hkd-ky-kensanseminar@ml.mlit.go.jp

- ※ 申込時に提供された個人情報につきましては、当講習の運営・管理のみに使用します。
- ※ ご来場の際は、公共交通機関を御利用ください。（駐車場はございません）
- ※ 定員に達した際は、参加をお断りする場合がございますので、あらかじめ御承知おきください。

### 【お問合せ先】

国土交通省北海道開発局事業振興部建設産業課 TEL 011（709）2311（内線5893）